

No.	事項	質問内容	回答
1	請求	習志野市外のA市にあるみなし指定の事業所を利用している利用者の地域単価は、A市の単価か、習志野市の単価か。	習志野市指定の事業所については、習志野市の地域単価が適用され、みなし指定の事業所については、事業所所在地の地域単価が適用される。したがって、A市にあるみなし指定の事業所の場合はA市の単価が適用される。なお、現在みなし指定の事業所も、平成30年度以降習志野市の指定を受けた後には、習志野市の地域単価が適用される。
2	請求	月額包括報酬となっているが、利用者がお休みをした場合にも1回ごとの請求ではなく月額での請求か。	習志野市では月額包括報酬のみのため、お休みをしても月額での請求である。ただし、月の途中で契約や解約をした場合等には日割りで請求できる。日割り請求についての詳細は、平成28年3月16日開催のサービス事業者説明会の参考資料を参照。
3	請求	事業対象者(要支援認定は受けていない)でも通所型サービス2(週2回程度、原則要支援2のみ)を提供してよいか。	事業対象者は原則として週1回程度の通所(通所型サービス1)とする。週2回程度の通所(通所型サービス2)を希望する場合には、要支援認定を受けるよう案内していただきたい。
4	請求	総合事業の開始以前に2次予防事業に参加していた人が、事業対象者として通所型短期集中予防サービスを受けている場合には、初回加算をつけてよいか。	初回加算は、新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合につけられる(ガイドラインQ&A平成27年1月9日版参照)。2次予防事業では介護予防ケアマネジメントは実施していなかったため、4月以降、サービス事業対象者として新たに介護予防ケアマネジメントを実施した場合は初回加算をつけることができる。
5	請求	4月以降に要支援認定を更新し、再び要支援1又は2の認定が出た場合、介護予防ケアマネジメントやサービス事業(訪問型サービス/通所型サービス)の初回加算をつけてよいか。	初回加算は、新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合につけられる(ガイドラインQ&A平成27年1月9日版参照)。したがって、認定が更新された場合でも、継続してサービスを受ける場合には、いずれも初回加算はつかない。
6	請求	<p>以下の場合、それぞれのコードを利用すればよいか。</p> <p>① 平成29年4月1日以降に要支援認定を受けた方で、福祉用具貸与とヘルパーを利用する場合。</p> <p>② 平成29年4月1日より前に要支援認定を受けている更新前の方で、これまで福祉用具貸与のサービスを受けていた方が、平成29年4月以降にヘルパーを利用する場合。</p> <p>③ 平成29年4月1日より前に要支援認定を受けている更新前の方で、これまで福祉用具貸与と介護予防通所介護のサービスを受けていた方が、平成29年4月以降に新たにヘルパーを利用する場合。</p>	<p>①平成29年4月1日以降に要支援認定を受けた方がヘルパーを利用する場合は、福祉用具貸与のサービスを受けているか否かに関わらず、総合事業の介護予防訪問型サービスとなる。したがって、福祉用具+訪問型サービス(A1・A2)で請求。</p> <p>②平成29年4月1日以降にまだ要支援認定の更新の時期を迎えていない方は、更新するまでは介護予防訪問介護、更新後は福祉用具貸与のサービスを受けているか否かに関わらず総合事業の介護予防訪問型サービスとなる。したがって、更新前は福祉用具+介護予防訪問介護(61)、更新後は福祉用具+訪問型サービス(A1・A2)で請求。</p> <p>③平成29年4月1日以降にまだ要支援認定の更新の時期を迎えていない方は、更新するまでは介護予防訪問介護/通所介護、更新後は福祉用具貸与のサービスを受けているか否かに関わらず訪問型サービス/通所型サービスとなるので、ヘルパー利用開始後、要支援認定を更新するまでは福祉用具+介護予防通所介護(65)+介護予防訪問介護(61)、更新後は福祉用具+通所型サービス(A5・A6)+訪問型サービス(A1・A2)で請求。</p> <p>※更新前であっても、介護予防のサービスを一切利用しておらず、4月以降に新たにヘルパーやデイサービスを利用することとなった場合には、総合事業の訪問型サービス/通所型サービスとなるが、②・③の場合には福祉用具貸与のサービスを受けているので、認定更新までは介護予防訪問介護/通所介護、更新後に訪問型サービス/通所型サービスとなる。</p>

7	請求	介護予防訪問介護のみ利用中の要支援認定者が、平成29年4月に更新し、再度要支援認定を受けた場合、請求のサービスコードはどれになるか。また、いつのタイミングで介護予防ケアマネジメントに切り替えるのか。	新規の認定又は更新の月から総合事業に移行するため、平成29年4月に更新し、要支援認定を受けた場合には4月提供分の請求から訪問型サービス(A1・A2)で請求。また4月から介護予防ケアマネジメントへ切り替える。
8	その他	平成30年2月末まで要支援2という認定であったが、認定の有効期間満了を待たず、平成29年4月1日付で要支援1への区分変更の申請をしたが、まだ認定は出していない。4月1日付での区分変更が認められた場合、4月から総合事業でのサービス提供となるのか。平成30年2月末まで予防給付、平成30年3月から総合事業でのサービス提供となるのか。	平成29年4月1日以降に新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方へ提供するサービスから、総合事業のサービスとして提供する(3月16日説明会資料参照)。したがって、新規・更新だけでなく、4月1日付で区分変更した場合にも4月から総合事業を提供することとなる。
9	その他	事業者や利用者、家族の希望・判断で介護予防支援か総合事業かを選択することは可能か。	事業者や利用者、家族の希望・判断で選択することはできない。平成29年4月からの総合事業開始に伴い、介護予防訪問介護／通所介護は廃止となり、同月以降は経過措置として、総合事業開始前からこれらのサービスを利用してきた者についてのみ、区分変更又は認定更新の前まで適用しているに過ぎないためである。
10	その他	要支援2の方がデイサービスを週1回のみ利用することを希望する場合、通所型サービス1か通所型サービス2かを選択することは可能か。	要支援2の方は必ず通所型サービス2となり、通所型サービス1を選択することはできない。費用面の都合等により通所型サービス1を希望する場合には、要支援の認定は受けず、事業対象者となる必要がある。ただし、事業対象者となった場合、予防給付のサービスは受けることができなくなる。
11	その他	要支援者で、福祉用具等を利用しており、ヘルパー／デイサービスは利用していない方が要支援認定の更新をする場合、契約書を取り直す必要があるか。	サービス事業を利用しない場合には、契約書を取り直さず、居宅介護の契約書のままでよい。ただし、サービス事業を利用することになったときには契約書を取り直す必要があるので注意。
12	その他	要支援者が認定を更新し、再度要支援1又は2となったが、総合事業のサービス(訪問型サービス／通所型サービス)のみ利用する場合、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出は必要か。	御質問の場合には、要支援認定者であることは変わらず、ケアマネジメントを実施する高齢者相談センター(地域包括支援センター)も変わらないため、届出書の提出は不要。ただし、要支援認定者から基本チェックリストによる事業対象者に切り替わる場合には、介護予防ケアマネジメント依頼届出書により事業対象者として登録するため、届出書の提出が必要。